

AMラジオ放送のFM転換（AM局運用休止に係る特例措置）等

- ▶ 民間AMラジオ事業者が、運営負担の大きいAM局を休止し、負担の小さいFM局に転換することを経営判断として選択できるよう、2023年11月に行われる放送事業者の一斉再免許の際に、6か月以上の期間AM局の運用を休止することを可能とする特例措置を設けることを予定しているところ、その取組の実施に当たって考慮すべき事項や必要な対応について検討する。
- ▶ AM放送の親局を補完する主たるFM補完中継局について、NHKにおいてはNHKのAM放送の電力は民放より大きいこと、NHKではFM放送を既に行っていることを理由に、民間AMラジオ放送事業者への周波数割当てを優先した結果、これまで認められていなかったところであるが、津波による浸水が想定される地域にあるAM親局の扱いについて、放送用周波数の状況等を踏まえてあらためて検討する。

小規模中継局等のケーブルテレビによる代替

- ▶ 小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関して、ケーブルテレビによる代替（巻取る）も可能であるが、取組を進めるに当たって考慮すべき制度上・運用上の事項や必要な対応について検討する。（候補地域の選定手続、住民への周知、説明等対応すべき事項としてどういったものが考えられるか 等）

認定放送持株会社の衛星基幹放送に係るマスメディア集中排除原則

- ▶ 取りまとめでは、認定放送持株会社による衛星基幹放送（BS放送）の保有上限（0.5トランスポンダ）は、BS放送に割り当てられる総トランスポンダ数に変更がないことから、現状維持とすべき旨を整理したところであるが、衛星放送の現状や衛星放送を取り巻く環境の変化を踏まえて、衛星基幹放送の多元性・多様性を確保する観点から、改めて検討する。